

(1)ユニット型特別養護老人ホームの構造及び設備に関するチェック表【施設名：●●●●●】

(◎基準条例、○施行規則、☆解釈通知、△助言)

区分	根拠	評価項目	審査状況	適否
ユニット型特別養護老人ホーム	◎33条	施設の全部において、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームであること。 ・ユニット:少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所 ・共同生活室:当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所		
構造・設備	◎43条[4条]	特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。		
	◎43条[5条]	特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。		
	◎36条1項 ☆第5-4(11) [第2-1(1)]	ユニット型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。 (1)居室等(居室その他の入居者の日常生活に充てられる場所)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 (2)居室等を2階又は地階に設けている場合は、次の要件の全てを満たすこと。 ①当該施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例9条1項の計画に、入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 ②条例9条3項の必要な訓練を、条例9条1項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ③火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 ☆特別養護老人ホームの建物は、入居者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、入居者の日常生活に充てられる居室、共同生活室及び浴室を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。		
	◎36条2項 ☆第5-4(11) [第2-1(2)]	前項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームの建物が、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認められたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ②非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 ③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。		
	◎36条3項 ☆第5-4(11) [第2-1(3)]	ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、設備の一部(ユニットを除く。)を設けないことができる。 〔ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備〕		
	☆第5-4(1)	ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、ユニット型特別養護老人ホームは、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営しなければならない。		

区分	根拠	評価項目	審査状況	適否
公共的空間、準公共的空間	☆第5-4(3)	入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。		
	△	<p>入居者が自室や自室のあるユニット以外にも「居場所」を持てるようにすること。</p> <p>＜パブリックスペース＞ ※1施設最低1箇所設けること。</p> <p>・近所のコンビニ、喫茶店、地域に設けられた高齢者の交流の場等、近所の様々な「家の外の居場所」に相当。</p> <p>・ユニットを社会的、心理的、物理的に「陸の孤島」にしないために、「日常的な近所の居場所」を施設内に取り込むことが目的である。よって、病院や公共施設等の大規模な建物で見受けられる、施設の出入口から丸見えの単純な「玄関ホール」のような間取りは適切でない。</p> <p>・施設内の暮らしが社会生活から切り離されている状態を前提にした「模擬店」用のスペースや、在宅や地域社会の中での高齢者の暮らしの中では見られない施設独特の飾り付けがされた空間も適切でない。</p> <p>・自動販売機等については、入居者が日常的にパブリックスペースに足を向けやすいよう、来訪者と入居者双方の利用しやすさを念頭に置いた場所に設置すること。</p> <p>・地域ボランティアや地元住民が、非日常的な慰問等ではなく、日常的な係わりが持てるよう、パブリックスペースの検討に当たっては、施設運営法人と市町で、予め地域との連携について検討すること。</p> <p>＜セミパブリック＞ ※2ユニットに最低1箇所設けること。</p> <p>・ユニット玄関からすぐ近くにあり、入居者がユニットの外で過ごせる場所。自宅のすぐ近くにある「お隣さん」も時々見かけられるような場所。</p>		
ユニット	☆第5-4(2)	ユニットは、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含む。		
	☆第5-4(4)	ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。		
	☆第5-4(5)③	ユニット型特別養護老人ホームは、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。		
	△	<p>ユニットの定員規模と配置は、職員の勤務体制や動線を考慮したものとすること。特に、ユニット間の距離及び配置は、深夜における職員配置に考慮し、以下のいずれかを満たすものとすること。</p> <p>なお、本項目でいう深夜とは、8時間夜勤の職員1名が、2ユニット単位で就寝中の入居者の支援を行う時間帯を指す。</p> <p>①両ユニットがユニット玄関以外の場所で接し、中庭を取り囲む「口の字」型を構成している場合、両ユニットが接する場所に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミパブリックを設ける ・浴室や汚物処理室を配置する ・夜間しか開かない「裏導線」の扉を付ける <p>等を行うこと。この場合、両ユニットのユニット玄関は近接している必要はないが、ユニットが外の世界に対し閉鎖的になりやすいので、外庭や敷地外の環境に通じる側に主たる共同生活室を配置し、中庭側にはもうひとつのリビングを配置すること。</p> <p>②両ユニットが接していない場合、両ユニットのユニット玄関を介して行き来できるよう、ユニット玄関を可能な限り近づけること。この場合、単に玄関だけを近づけるのではなく、敷地の関係等の制約の中で最大限、ユニット以外の各空間の再配置を検討すること。</p> <p>各階に配置するユニットは偶数とすること。</p> <p>1階の各ユニットには、通常のユニット玄関に加え、各ユニットから、一般住宅同様に、直接外と出入りできるよう、当該ユニット専用の外玄関を以下のとおり設けること。</p> <p>①避難口や業務用の通用口ではなく、住宅同様の設えで、暮らしの場である「住宅」の玄関を念頭に整備すること。単に玄関引き戸を設ければよいのではなく、備品等を含めて「住宅の玄関」の空間づくりを行うこと。</p> <p>②外玄関の位置は、住宅の玄関同様、外庭に面したものであること(建物に口の字型に囲まれた中庭に「玄関」を作る等、暮らしの場として「在宅」ではありえない不自然な配置にしないこと。)</p> <p>③ユニット外玄関の配置が、②の観点から、どう配置しても不自然になる場合は、建物全体の配置やユニットに面した庭の配置、ユニットの向き等が、入居者が最も長い時間を過ごすユニットを中心に検討されているか見直し、それでもなお外玄関の設えを設けることがかえって不自然な場合は、無理に外玄関を設けないものとする(不整形な敷地等により建物や外構の形状に制約がある場合を想定している)。</p>		

区分	根拠	評価項目	審査状況	適否
ユニット	△	<p>各ユニットの床材は、病院等の床に若干のクッション性を持たせるのではなく、在宅の環境を再現することを念頭に、以下のいずれかとすること。これによって、入居者の在宅での暮らしを継続しつつ、骨折等の重大な事故に至るリスクを低減すること。</p> <p>①フローリングを用いる場合、木造住宅の床の衝撃吸収性に最大限近づけるため、二重床又はそれに類する工法で整備すること。なお、フローリング下に衝撃吸収シートを敷設することで対応する場合は、クッション性の高いシートや発泡スチロール製の素材を敷き詰める等、現時点で施工可能な手法の中で最も自宅の床の環境に近づけられる工法を選択すること。</p> <p>②床表面部にフローリングを用いない場合も、木調等の風合いのシートを用い、自宅同様の環境を整えること。この場合、車いすの移動や歩行に支障がなく、かつ衝撃吸収性を保持するため、衝撃吸収性が高いシートのうち、表面部のシートは沈み込みにくい素材、その下に敷設するシートは柔らかい素材を選択し2枚貼りとする等の対策を講ずること。</p> <p>③体感的な指標として、裸足や靴下で歩き、踵への衝撃が木造住宅と同程度に抑えられていること(設計段階で素材を準備して実際に試すこと。)</p>		
居室	◎36条4項1号イ(1)	一の居室の定員は1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。		
	◎36条4項1号イ(2) ☆第5-4(5)②	<p>居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>☆居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。この場合、「共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。</p> <p>(ア)当該共同生活室に隣接している居室</p> <p>(イ)当該共同生活室に隣接してはいるが、(ア)の居室と隣接している居室</p> <p>(ウ)その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室(他の共同生活室の(ア)及び(イ)に該当する居室を除く。)</p> <p>※上記(ウ)の解釈の例として、(イ)の居室と隣接している居室が挙げられる。つまり「4軒」以上居室が続く空間をなくし、居室を出たすぐ先に居室以外の「居場所」が感じられること。</p>		
	△	共同生活室が居室に囲まれた形状(ニ移動スペースで囲まれ、座っていても落ち着かない形状)にならないよう注意すること(初期型には見られるが、今後ユニットを整備する際は、避けることが望ましいとされている。)		
	◎36条4項1号イ(3)	地階に設けてはならないこと。		
	◎36条4項1号イ(4) ☆第5-4(5)⑤	<p>◎一の居室の床面積は、10.65㎡以上((1)ただし書の場合にあっては、21.3㎡以上)とすること。</p> <p>☆ユニット型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定している。このため、一の居室の床面積は、10.65㎡以上(居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。</p>		
	◎36条4項1号イ(5)	寝台又はこれに代わる設備を備えること。		
	◎36条4項1号イ(6)	一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。		
	◎36条4項1号イ(7)	床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。		
	◎36条4項1号イ(8)	必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。		
	◎36条4項1号イ(9)	ブザー又はこれに代わる設備を設けること。		

区分	根拠	評価項目	審査状況	適否
居室	△	<p>ドアは以下の仕様とすること。</p> <p>①引き戸とすること。</p> <p>②手すりを利用して移動する入居者が、引き戸を開ける際に安定した姿勢を保持できるよう、壁側に縦手すりを設けること。</p> <p>③入居者自身が施錠可能なカギを設けること。また、カギの位置は引き戸の持ち手の下側に配置し、車いす利用者にも届く高さとする。</p> <p>④吊戸とすること。入居者自身による開け閉めや出入りが、吊戸同様にできる仕様であれば、無段差レール等の代替策でも差し支えない。</p> <p>⑤のぞき窓等の不自然な設えは設けないこと。引き戸は必ずしも一枚板である必要はないが、「半透明」のプラスチック等を利用した「障子」調の和風の引き戸等は、一般住宅同様、居室の内側、外側両方から見て不自然でないか、を念頭に検討すること。</p> <p>⑥自宅とかけ離れた病室等の出入り口にならないよう、原則として木製とすること。</p> <p>材質を木材以外とする場合は、色調だけでなく表面の風合い等を含め、木製同様に感じられる場合に限りやむをえないものとする。鉄板であることが分かるような塗装や、ピンク色の塗装だけでなく、白色等の塗装についても、病院ではない、暮らしの場である一般住宅のものからかけ離れているのでユニット及び居室の環境として適切でないのを避けること。</p>		
共同生活室	◎36条4項1号ロ(1) ☆第5-4(6)①	<p>◎共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>☆共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。</p> <p>(ア)他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。</p> <p>(イ)当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p>		
	△	<p>・共同生活室は、居室以外で最も長い時間を過ごすことが多い部分であることから、共同生活室(複数のリビング、居間等のスペースがある場合はキッチンが併設されたメインの部屋)を、ユニット内で最も広い建物外の空間に面した庭に向けて配置し、四方を建物に囲まれた中庭側等には第2リビング等を配置すること(共同生活室の窓の向きが北か南かで判断するのではなく、人や車の往来等「施設の外の世界」が庭越しに感じられることを最優先すること。)</p> <p>・共同生活室以外にもユニット内の数箇所にささやかな「居場所」となる空間を設けること。</p>		
	◎36条4項1号ロ(2)	地階に設けてはならないこと。		
	◎36条4項1号ロ(3)	一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員の数に乗じて得た面積以上を標準とすること。		
	◎36条4項1号ロ(4)	必要な設備及び備品を備えること。		
	☆第5-4(6)③	共同生活室には、介護を必要とする者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・調理設備を設けることが望ましい。		
	△	共同生活室は、食事の下準備から後片づけに至る場面の中に参加したり、こうした音やにおいを感じたりすることができる家庭的な環境が整備されていること。キッチンの流し・調理設備などの仕様はこうしたことに配慮すること(コミュニケーションや見守りの観点から、対面式が望ましい。)		

区分	根拠	評価項目	審査状況	適否
共同生活室	△	<p>キッチンには、車いすでも利用可能な低床シンク及び水栓を以下のいずれかの仕様で設けること。なお、キッチン脇で洗面台として使用することは適切でないので、鏡等は設置しないこと。</p> <p>①ステンレス流しの形状そのままに、流し下部の収納スペースは無しにした上で、シンクの奥行きや深さを調整し、車いすでの利用を可能にすること。この場合、シンク上面の高さを730mm程度まで下げる（シンクの下部が車いすにぶつかるため700mmまでは下げられない）。</p> <p>②ステンレス流しの形状ではなく、居室で採用した洗面台を利用し、700mmにできるだけ近づけること（居室の洗面台が個人専用の流しとして使われることを念頭に置き、鏡以外は居室の洗面と同じ使用を選択する考え方である）。この場合、居室洗面同様、トイレの手洗い然とならないよう、洗面設備の選択や設備周りの設え等で配慮すること。</p> <p>※低床シンクとは別個に、手洗いを設けることは差し支えないが、その場合はキッチンから離し、かつ共同生活室近くにあっても不自然にならないよう、トイレの手洗い然とした設えにならないよう配慮すること。また、口腔ケア等は居室で行うものであるため、口腔ケアを想定した歯ブラシ、コップ等を置く棚は設けないこと。</p>		
		<p>キッチンの袖に窓を設置すること。</p>		
		<p>キッチンに吊戸棚を設置すること。</p> <p>なお、家庭的な環境を保持しつつ十分な収納が確保されるのであれば、作りつけの吊戸棚ではなく通常の備品で対応して差し支えない。ただし、棚の中が見えない（台所であることを意識させないことを主眼とした）食器棚等も最近の住宅では見受けられるが、これらの食器棚は選択しないこと。</p>		
測定方法	☆第5-4(11) [第2-1(11)]	居室及び共同生活室の面積に係る基準は、すべて内法での測定によるものであること。		
洗面設備	◎36条4項1号ハ(1) ☆第5-4(7)	◎居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。		
		☆洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。		
	◎36条4項1号ハ(2)	介護を必要とする者が使用するために適したものとすること。		
	△	洗面設備の仕様、数及び配置は、生活のリズムづくりを支援するケアを行うために適したものとし、原則として各居室内に設けること。		
		洗面台上面は約700mmで、車いす利用者が、上面ギリギリで手を出しても利用可能な水栓とすること。		
		鏡が斜めに傾いた「旧来の障害者用トイレ用の鏡」を使わずに、普通の鏡を洗面台と壁の接続部ギリギリ(700～730mm)まで鏡を下げ、入居者の顔全体が映りかつ見やすい鏡とすること。		
		従来の施設で散見される配管では、洗面台と壁の接続部がフラットにならず、配管のための出っ張りがあるために鏡が洗面台ギリギリまで下げられないので、配管の仕様についても細部まで検討すること。		
		洗面台の前が暗くならないよう、居室同様に鏡上部に照明をつける、洗面台上部に補助照明をつける等の配慮を行うこと（補助照明については、居室等「暮らしの場」で用いないダウンライト等は、居室内はもちろん、ユニット内での使用を避けること。）。		
居室の洗面台は、単なる手洗い、洗面、口腔ケアにとどまらず、入居者専用のシンクとしても使われるので、洗面台の壁側には収納を設けず両サイドに湯飲みやコップ等が置ける設えとすること。				
洗面台自体も、トイレの手洗い等とは異なることを考慮した設えに配慮する 脱衣所及びトイレの洗面台の寸法等は、上記に準ずること。				
便所	◎36条4項1号ニ(1) ☆第5-4(8)	◎居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。		
		☆便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。		
	△	一人ひとりの入居者の自尊心や羞恥心に配慮し、排せつの自立を支援するケアを想定した数及び配置となっていること（各居室内に設置が原則）。		
	居室に設けない場合、3部屋に1つ以上、ユニット内に分散配置すること			
	居室に設ける場合、出入口は3枚引戸で左右いずれからも開閉可能なものとすること。			

区分	根拠	評価項目	審査状況	適否
便所	◎36条4項1号ニ (2)	ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するために適したものとすること。		
	△	便器の高さは38cmを目安とし、便座を含め40cm程度となる製品を選択すること。ただし、35cm等の極端に低い便器は避けること。		
		立ち座りの際の手すり等が便器の高さと適切に合致するよう、当初設計の段階で位置の検討等を行い、施工時にも現地で調整すること。		
		排せつの自立を支援するため、前傾姿勢を保持するために入居者が前によりかかれる設備(※)を設置すること。 ※壁から倒れるテーブルやバー。備品の台等を入居者によって個別に提供する方法も差し支えないが、備品一覧表とともに運用方法が示されることが望ましい。 なお、設置する際の位置は、カタログ等の仕様そのままに設置するのではなく、実際に設置する便器の高さや、手すり等の配置、便器の壁からの距離等との調整を行い、最終的に現場で確認の上で施工すること。		
浴室	◎36条4項2号	介護を必要とする者が入浴するために適したものとすること。		
	☆第5-4(9)	浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。		
	△	入居者と職員の動線に配慮し、かつ入居者の生活リズムに合わせた入浴支援を行うため、ユニット毎に浴室(個浴)を設けること。		
		プライバシー保護の観点から、脱衣室から浴槽まで個人利用を可能とすること(他者に見られず着替え・入浴ができるような構造とすること。) 脱衣室に以下の設備及び備品を設置すること。 ・家庭用の洗濯機及び乾燥機を設置すること。なお、入居者ごとに個別に洗濯機を利用するため、乾燥機と洗濯機が一体型のドラム式は避けること。 ・居室の脱衣室と同様、洗面台を設けること。洗面台の寸法や鏡の位置等は居室内のものと同様、車椅子で使用可能なものとすること。 床暖房又はその他の暖房設備(パネルヒーター、空調等)を設けること。		
医務室	◎36条4項3号	・医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 ・入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。		
	☆第5-4(11) [第2-1(7)]	医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。		
調理室	◎36条4項4号	火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。		
	☆第5-4(11) [第2-1(8)]	調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。		
	△	調理職員専用の便所、手洗い設備及び休憩室を設けること。 栄養士専用事務室を設けること。		
ユニット及び浴室	◎36条5項 ○5条	ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。 ・ユニット又は浴室(以下「ユニット等」という。)のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は1以上)有すること。 ・3階以上の階にあるユニット等及び当該ユニット等から地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに不燃材料を用いていること。 ・ユニット等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項)により防災上有効に区画されていること。		
廊下幅	◎36条6項1号 ☆第5-4(10)	◎廊下の幅は、1.8m以上(中廊下にあつては、2.7m以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5m以上(中廊下にあつては、1.8m以上)とすることができる。 ☆「廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。 ☆中廊下とは、廊下の両側に居室、共同生活室等入居者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう(第2-1(5))。		
	☆第5-4(10) [第2-1(5)]	廊下の幅は、入居者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。		
	☆第5-4(11) [第2-1(12)]	廊下の幅は、内法によるものとし、手すりから測定することとする。		

区分	根拠	評価項目	審査状況	適否
常夜灯	◎36条6項2号	廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。		
手すり	◎36条6項3号	廊下及び階段には、手すりを設けること(両側)。		
	△	歩行中の支援を想定した手すり上面の高さは750mmを基本とすること。なお、手すりとして機能する設え(高さ750mmの飾り棚、窓枠の出っ張り、等で手ずさりで伝い歩きできるようにする。)でも差支えない。 立ち座りを行う場所の手すり又はこれに代わる設えは、ベンチや便器、小上がりの高さだけではなく形状等で、適切な高さや位置が変化するので、実際に設置するベンチや便器、小上がりの状態で調整を行うこと。		
階段	◎36条6項4号	階段の傾斜は、緩やかにすること。		
傾斜路	◎36条6項5号	ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。		
	☆第5-4(11) [第2-1(6)]	傾斜路は、入居者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。		
汚物処理室	☆第5-4(11) [第2-1(9)]	汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りる。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。		
	△	ユニットごとに、他の設備と区分して設置すること。 衛生面の配慮から、戸外(またはユニット外)に直接出入り可能なドアを設置すること。間取り上、直接出入りが極めて困難な場合はやむをえないが、この場合であっても、ユニット内であって戸外(またはユニット外)に直接出入りできるところの近くに目立たないように配置すること。 汚物流しに加え、洗濯機と乾燥機(家庭用のものでドラム式の一体型でないもの)を設置すること。		
	☆第5-4(11) [第2-1(10)]	焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。		
風除室	△	風除室を設けること。		
職員出入口	△	職員の玄関(出入口)を設けること。		
会議室	△	会議室(職員会議等のできる場所)を設けること。		
倉庫	△	倉庫(物品倉庫、食品倉庫)を設けること。		
防護板	△	キックプレート(床に近い部分の壁を車椅子の接触で傷がつかないようにする防護板)等は、原則として設けないこととし、設ける場合は、家庭的雰囲気と調和したものであること。		
非常通報装置	△	事務室、宿直室に非常通報装置(火災時)を設置すること。		
併設施設	△	ショートステイ用居室を設けること。 必要に応じて、老人デイサービスセンターを併設すること。		
	△	建物の外回りやベランダを入居者が楽しんだり活動できるよう活かすこと。		
駐車場	△	十分な駐車場を確保すること(職員用を含む。)。なお、職員駐車場は近隣に借地等で確保しても差し支えないが、特養本体の運営に必要な駐車場は建物と同じ敷地に特養の一部として整備すること(近隣の施設との相互利用や市町等以外からの借地は、あくまでも利用者の利便性を考えた+αであって、自己所有の駐車場のみで施設が最低限機能することが大前提である。)		
外観等	△	入居者の「住まい」となることを踏まえ、落ち着いた住空間とするために屋内天井が一般住宅の高さに抑えられていることはもちろん、外観も極力高層にならないよう配慮すると共に、周囲の地域と調和した外観とすること。		
その他の基準	△	老人福祉法以外の各法律、制度等に定められた基準を満たすこと。		

区分	根拠	評価項目	審査状況	適否
建物内の環境、間取り、設法の寸法等	△	上記項目のほか、以下の項目を満たすこと。なお、各項目とも、在宅の環境や暮らしを継続し、自律性を引き出すことに主眼を置いている。		
		〔天井、壁〕 ユニット内は居宅同様の設えとすること。その他、パブリックスペースやセミパブリックスペースなど利用者が利用するところは、地域の公共施設や近所の喫茶店等を念頭に置いてその空間の目的に沿って選択し、事務所や病院的な無機質なものは用いないものとする。		
		〔照明〕 基本的に天井や壁と同様であるが、特に以下の3点に注意すること。 ①ユニット内で用いたペンダントライト等をユニット外で用いると「玄関を出た先も家の中」という奇妙な空間になるので注意すること。 ②ユニット内補助照明に自宅では用いないシーリングライト等を用いると「パブリックスペースから戻ったら家の中が公共施設風」という奇妙な空間になるので避けること。 ③入居者は屋内で過ごすことが多いため、朝から夕方までの自然光の変化を最大限活かすよう、自然光が十分入るよう考慮した窓にした上で、自然光で明るい部分は個別に照明を消せるようにすること。		
		〔椅子、ベンチ〕 座面は370～380mm程度を基本とし、複数の寸法のを準備すること(高さ調整可能なものでも可)。また、肘掛を含め立ち座りが容易な形状とすること(ベンチの場合も同様であるが、立ち座り用の手すり又はそれに代わる設え等を配置すること。)		
		〔テーブル〕 上面700mm程度を基本とし、複数の寸法のテーブルを準備すること(高さ調整可能なものでも可)。		
		〔ユニット内の「柱」〕 一般住宅の間取りや設えで柱がある部分(=部屋として意識される基点)には飾り柱等を設け、自宅とかけ離れた不自然な空間にしないこと。		
		〔畳スペース〕 ・居宅の和室等でありえない不自然な寸法(細長い、不整形等)にしないこと。 ・小上がりの場合は370～380mm程度を基本とし、立ち座りの際に(支援が必要であっても)自分の力が最大限引き出されるよう、手すり又はそれ代わる設え等を設けること。小上がりの下部を引き出しにすること自体は構わないが、引き出し設置のために高めの小上がりには避けること。		
		〔窓〕 居室及び共同生活室は各階とも掃き出しとすること。また、無段差を原則とし、無段差の施工が困難な場合であっても、高齢者が認識しにくい(二つまづきやすい)数mmから数cm程度の「わずかな段差」は避けること。		
〔テラス、ベランダ〕 車椅子目線で、窓越し及びテラス(ベランダ)越しに外の風景が見えるようにすること(マンション等の出入口側に見られる、モルタル等の壁で高い位置まで覆うことは望ましくない。あくまでも一般住宅のテラスやベランダの設えを基本とすること。)				